## 平成23年度

# 慶應義塾大学大学院入学試験問題

# 法務研究科

# 法律科目試験(論述式Ⅱ)

#### 注 意 1. 指示があるまで開かないこと。

- 2. この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁, 乱丁等の有無を確認し, 異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
- 3. 受験番号と氏名は、解答用紙(表)上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
- 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
- 5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、 解答用紙の交換や再交付には応じない。
- 6. 答案は横書きとし、解答用紙(表)の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
- 7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
- 8. この問題冊子の3,5,7,8頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
- 9. 注意に従わずに書かれた答案, 乱雑に書かれた答案, 解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

## 商法

- 1 株式会社にあっては、会社債権者保護のために諸制度が用意されているが、
  - (1) それはなぜか。
  - (2) 会社法上, 具体的にどのような規定ないし理論が存在するか。
- 2 甲株式会社の代表取締役 A は、自らの放漫経営が原因で資金繰りに行き詰まったため、起死回生を図るべく新規事業に進出することとし、取引先の乙株式会社から数千万円の金員を借り入れた。しかし、A の経営姿勢は特に改まることもなく、借入れの3ヵ月後、甲社は倒産するに至った。ちなみに、A は、前記借入れの時点で、当時の甲社の財務状況にかんがみれば、その返済は早晩行き詰る可能性が高いと予測していた。甲社に対する貸金債権を取り立てることができなくなった乙社は、A に対して損害賠償を請求できるか。

# 民事訴訟法

 $X1 \ge X2$ が交差点を横断しようとしていたところ、Y が運転するトラックにはねられ、それぞれが重傷を負った。そこで、 $X1 \ge X2$  は、共同で Y に対して不法行為に基づく損害賠償請求の訴えを提起した。

#### 間 1

X1は,入院治療費150万円,休業損害200万円,慰謝料50万円,介護費用200万円を合計した600万円の損害を被ったと考えているが,訴えで請求したのは介護費用200万円を除外した400万円であった。裁判所は,入院治療費を150万円,休業損害を100万円,慰謝料を50万円と認定して,Yに300万円の支払いを命じる判決をした。この判決の確定後,X1は,介護費用200万円の支払いを求める訴えを新たに提起した。この第2の訴えは,どのように処理されるべきか。

#### 間 2

Y は、X らは赤信号を無視して横断していたと主張した。X 2 は、口頭弁論において、たしかに Y の言うとおりである旨を陳述した。X 2 が行ったこの陳述は、X 2 自身にとって、訴訟上どのような意味をもつか。また、共同訴訟人である X 1 にとって、訴訟上どのような意味をもつか。

### 刑事訴訟法

司法巡査 K 及び同 L は、平成22年 5 月29日午前 1 時ころ、パトカーに乗車して警ら中、覚せい剤事犯の多発地域の路上に自動車を停め、運転席に座って窓越しに車外に立っている男性に何かを手渡した X を認めて近づいたところ、K らのパトカーに気づいて、その男性が足早にその場を立ち去り、X も車を発進させようとしたので、K らは覚せい剤取引の疑いもあると考えて、X の乗る車を停止させ職務質問を開始した。 X の態度や顔色等から覚せい剤中毒の疑いもあったため、K らは、X を降車させた上、所持品の提示を求めたが X はこれを拒否した。

KとLは,Xに対し,なおも所持品を提示するよう説得を続けると,Xは「しょうがねえな。」と言いながら,上着の外側ポケットからタバコとライターを取り出してXに渡した。Xは,他のポケットも触らせてもらう旨告げたところ,Xは何も言わなかったことから,Xの上着とズボンのポケットを外側から触ったところ,上着右側内ポケットに何か堅い細長い物が入っている感じがしたので,その提示を求めたが,Xは黙ったまま急にそわそわし始めた。そこで,Xが「上着の内ポケットに入っている物も出してくれないか。」と強く言ったが,Xが黙ったままだったので,Xは「それなら,出してみるからな。」と言うと,Xは何かぶつぶつ言って不服らしい態度を示した。

Kは、このままではらちが明かないと思い、Xの上着右側内ポケット内に手を差し入れて、ポケット内の物を取り出したところ、それはプラスチックケース入りの注射器 1 本と、ビニール袋入りの覚せい剤様の粉末であった。Kが、Xにパトカーに乗るように言うと、素直に後部座席に乗り込んだことから、Kが車内において Xの承諾を得て同人の目の前で試薬を用いてその粉末を検査したところ覚せい剤と判明したことから、Xを覚せい剤所持の現行犯人として逮捕し、ポケット内から取り出した上記ビニール袋入り覚せい剤の粉末及びプラスチックケース入りの注射器 1 本を差し押さえた。

- (1) 上記事例における捜査の適法性について論じなさい。
- (2) 押収した覚せい剤の粉末等の証拠能力について論じなさい。

